法第６条第１項についてのＱ＆Ａ

Ｑ１　添付書類は何が必要か。

①大規模小売店舗の名称及び所在地に変更があった場合

添付書類なし

②設置する者に変更があった場合

変更の年月日がわかる法人の登記事項証明書

※変更の年月日から大幅に遅滞している場合、閉鎖事項証明書が必要になる場合があります。

※該当部分に蛍光ペン等で印をつけてください。

※１部は原本、他は写しでも可

③小売業を行う者に変更があった場合

添付書類なし

Ｑ２　変更があった年月日から大幅に遅滞している場合はどうすればよいか。

遅滞があった事実の概要、遅滞した原因及び今後の遅滞防止策をまとめた経緯書を届出書

とともに１部提出してください。

※押印が必要です。

※任意様式です。

Ｑ３　変更の年月日がわからない場合はどうすればよいか。

届出書の変更の年月日箇所には「不明」と記載した後、変更の年月日を把握していなかった店舗のまとめ、把握していなかった原因及び今後の対策をまとめた経緯書を届出書とともに１部提出してください。

※押印が必要です。

※任意様式です。

Ｑ４　前回の届出の記載に誤りがあった場合はどうすればよいか。

前回の記載が誤りだった旨を該当箇所に注釈で記載してください。

※経緯書の提出は不要です。